

平成29年度消防機関との意見交換会質疑・提案事項等

○ 会員からの質疑事項等

件名	回答内容等
<p>1 自家発電設備の負荷運転実施については、平成29年度研修会において話を伺っていますが、今後の実施にあたり、実施方法や注意点などを詳しく教えてください。</p> <p>2 自家発電設備の負荷試験（30%出力確認点検）について</p> <p>3 自家発電設備の点検における負荷試験の実施状況をお伺いします。</p> <p>4 発電設備の消防点検時の負荷運転について ・消防署により対応が異なるため統一して欲しい。</p>	<p>仙台→今年度7月に、非常電源（自家発電設備）の点検票確認時の留意事項について改めて確認し、局内統一の対応としている。</p> <p>負荷運転の実施は、消防庁告示であり法的義務がある。30%以上負荷は、それを目指して最大限行ってほしいが、法的義務ではなく目安と考えている。</p> <p>電気事業法の点検で負荷運転を行えば、その点検結果の写しの添付で負荷運転と認める。</p> <p>現在は、点検結果報告書に大きな誤りがなければ受付するが、負荷運転の実施を指導する。</p> <p>実施状況は、提出された点検票を調査中である。</p> <p>名取→点検基準として昭和50年告示、点検要領として214号通知がある。防火対象物関係者、防火管理者、点検資格者の3者で負荷運転について調整し、相談してもらえれば柔軟に対応する。</p> <p>点検基準、点検要領の位置づけをもう少しつめた。その他の点検項目同様、受付して指導書を返す。</p> <p>岩沼→負荷試験欄に、×、／、無負荷の記載には負荷運転を行うよう指導、○は試験の状況を確認する。×等でも点検報告書の不受理はない。</p> <p>実施状況は、特定防火対象物24施設中6施設で実している。</p> <p>栗原→仙台と同じ。市内の施設を調査したが30%以上負荷は難しいと聞くので30%未満で対応できないかを検討中である。負荷試験を行わない所には改善通知書を交付している。</p> <p>負荷試験は、約3割の施設が行っている。</p> <p>亘理→岩沼と同じ。×や／等であれば負荷試験を行うように指導する。×等でも受付する。</p> <p>黒川→仙台と同じ。受付は岩沼と同じ。無負荷運転には負荷運転を行うよう指導する。負荷運転をしないことによる不受理はない。</p> <p>大崎→要領どおり30%以上負荷を行ってほしいが、発電機の出力行なので非常に大きい数値であり、30%以下を認めるかどうかは決まっていない。</p> <p>実施状況は、218施設中8件が実負荷運転との記載で、半分くらいは消火ポンプのみの負荷運転だった。</p> <p>登米→／、無負荷との記載は、受理した上で関係者に負荷運転を実施するように指導する。負荷運転30%は目安なので満たさなくともかけられる負荷で実施してほしい。実施状況は、対象施設を調査中である。</p> <p>石巻→基本的には30%の負荷運転が必要として指導している。現状は、点検票に○が付いていれば30%負荷運</p>

	<p>転を実施していると理解し受理している。</p> <p>実施状況は、対象数が150対象あり、実負荷試験は15対象実施、疑似負荷試験で5対象、いずれかの方法で負荷試験を実施している所が69対象。</p> <p>○が付いていなければ負荷試験の実施を指導する。</p> <p>仙南→50年告示の点検基準を指導している。30%負荷は運用指針の助言と捉え点検報告で空欄、／等であれば負荷試験の実施を指導する。</p> <p>実施状況は、約40%が実施している。</p> <p>気仙沼→30%負荷運転は法的拘束力がないと捉えている。</p> <p>点検報告書は受付するが、負荷運転未実施は負荷運転を実施した上で点検票を差替えるよう指導する。</p> <p>実施状況は、91棟の対象があり、負荷運転実施60棟、無負荷運転14棟、未実施17棟である。</p> <p>塩釜→点検票が空欄や／、無負荷の場合は受理し負荷運転を行うよう指導する。他の設備の不備事項と同様に改善計画の提出も求める。30%負荷試験は義務ではないと解釈している。</p>
<p>5 発電設備の消防点検時の負荷運転について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電状態が困難等のため負荷運転が困難な物件はどうすればよいか？</li> </ul>	<p>仙台→現状では、負荷運転を何らかの形で行うことを考えてほしい。切替器搭載の発電機は困難とのことだが、時間をかけて工事するなど負荷試験ができるようにしてほしい。運転する時間は、点検要領にも必要な時間と記載されており、負荷している設備それぞれによる。</p> <p>名取→技術的なものをクリアするために時間が掛るもの等は相談願いたい。</p>
<p>6 点検済表示制度では</p> <p>消防機関においては、点検済表示制度が活用（点検済証が貼付）されている場合は消防用設備の事務手続きの簡素化を図ることができるとされているが、消防機関によっては以前より防火対象物関係者の確認（印）が多くなったと思われる。（簡素化されていない。）</p> <p>（例）点検済表示制度前は、点検総括表は無かった。点検総括表の（防火管理者・立会者）確認（印）で受け付ける消防本部（署）と点検総括表のほかに設備毎の点検票にも確認（印）が必要とされる消防本部（署）がある。</p> <p>毎回、この席で点検総括表で認めると聞いているが、簡素化がされていない。</p> <p>7 消防用設備点検結果報告の際（点検済表示制度による点検済証が貼付されている場合）、各点検票中の防火管理者、立会者の押印については、様式第2「消防用設備点検結果総括表」にのみ押印していればよいものか。再度お伺い致します。</p>	<p>岩沼→平成14年6月11日付け消防予第173号通知により、総括表または点検票中の防火管理者欄及び立会者欄の押印はいずれかに押印されていれば良い。</p> <p>大崎→同通知により、同様に対応している。</p> <p>仙台→同通知によりどちらかに押印があれば良い。</p> <p>点検結果に不備がない場合は、平成16年消防庁告示第9号等により、総括表及び点検者一覧表が添付されていれば受付をしている。</p>

<p>8 消防用設備点検結果報告の際、消火器点検については、機器点検の報告でよろしいか。お伺い致します。</p>	<p>名取→良い。 岩沼→機器点検のみで良いが、外観だけなのか放射試験まで行ったものか等を確認できる一覧表を付けてほしい。</p>
<p>9 火災通報装置のロムを変更した場合の届出は、どうすれば良いのか。</p>	<p>名取→届出様式は用意していないが着工設置で運用している。 岩沼→設置届を提出してもらおう。必ずしも検査する訳ではなく通報試験で対応している。 仙台→火災通報装置内容変更届出書を事前に提出し、工事後に消防職員立会で通報試験をしてもらおう。</p>
<p>10 設置届に仕様書を付けるように言われる消防署があります。他の消防署では言われないのですが、なぜ必要なのでしょう？</p>	<p>仙台→原則的には平成9年12月5日消防予第192号通知により、設置届での添付書類として仕様書が明確に示されている。その他、仙台市消防局長通達により着工届に添付する書類として、設備によっては仕様書としている。 このことは、取り壊すまで存在する防火対象物において、改修工事などが行われる際に明確な指導をしていくことを担保していくために規定している。 既に着工時等に提出されている仕様書について、改めて設置届でも求めることはしないと思うので、対応していただける内容については、指示どおりの書類を提出されたい。 この結果を踏まえて、改めて局内に周知する。</p>
<p>11 アパート、マンションにおける火災時、実際に避難器具を使用した事例をお伺い致します。</p>	<p>仙台→平成24年以降8件確認した。避難器具の種別は不明。 内訳 平成24年5件 平成25年1件 平成26年2件 平成27年～29年0件</p>
<p>12 点検結果報告書の提出（報告率）アップ策について 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会で配布された資料によれば、規模や地域によって点検報告率に大きな差異がある。 点検報告は、本来、防火対象物の関係者が提出するものであるが、点検業者が頼まれる事が多々ある。 報告率を高める為、各企業の電子証明書を利用した点検報告システムを構築するのは如何でしょうか。</p> <p>13 郵送による点検報告ができるとされているが、どのような条件の場合に認められるのか伺います。</p>	<p>仙台→電子証明書を利用して点検報告書を提出するには、関係者若しくは関係法人の電子証明書が必要になる。 そのため、今までのような関係者の押印のある点検結果報告書を代理として点検業者が持ち込むといった扱いを電子上で行うことは不可能となる。 仙台市には約3万9千件の防火対象物があり、その全てを登録して電子証明が適正かどうかの検証作業が発生することから、費用対効果の側面で効率的ではないと考えている。 郵送による点検報告については、原則的に、平成28年12月20日消防予第382号消防庁予防課長通知のとおりであるが、今後、点検率を向上させるため予防課長通知で定められている対象要件よりも幅広く対象を設定し、広報していくことを予定している。条件としては、返信用封筒の同封などを想定し、過去3年間適切に点検が行われたもの等に該当しないものも郵送による点検結果報告を受付ける方針で現在検討し</p>

	<p>ている。</p> <p>宮城県消防課</p> <p>情報提供として、資料 49 ページに設備点検に関する取組等があり、⑧は札幌市の取組みが記載されている。宅建協会に依頼して、建物を取引する際の重要事項説明書に、設置してある設備と点検報告に関する項目を追加してもらうことで、点検報告率の向上が図られたとの事例である。宮城県としても点検報告率の向上を図りたいと考えており、同様の取組みを実施したいということで、明日 18 日に宅建協会に依頼に行く予定である。</p> <p>事前の打診なので取り入れられるかどうかは今後の対応次第ということになるが、5 項口の部分が多いと思っている。5 項口の点検報告率が低いので報告率の向上が図られるのではないかと考えている。</p>
--	---